

令和3年10月25日

令和3年10月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月25日（月）午後1時30分から午後2時
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
3番 黒住 敬
4番 笠井 義晴
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
10番 吉村 忠
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告第62号 農用地利用集積計画の合意解約について

報告第63号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第64号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出について

局長 それでは、ただいまより令和3年10月石井町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、11番桑内委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
出席委員は、14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は3番黒住委員と6番山口委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第60号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。
(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号160については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号160、高川原字桜間の担当であります12番大西委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第60号 受付番号160号について説明いたします。

10月20日に加藤職務代理と井内委員と私の3名が申請人に会い、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、地目が畑、現況も畑で面積が計257㎡です。

譲渡人は高齢であり、息子が耕作しておりましたが、トラクターの進入路が狭いため、西側の農地の所有者である譲受人に贈与の申し出があったそうです。

譲受人は、現在、会社勤めのため母親と近所の人を借りながら耕作をしてい

ますが、今後は自分たちで耕作を行っていく予定であります。

譲受人の耕作面積は、石井町の下限面積の要件を満たしており、トラクター、トラックも所有しております。

申請地の耕作については、問題がないと思いますので、皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号160について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号160は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条規定による許可申請に対する意見については3件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号161から163については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号161、石井西の担当であります2番久米委員から現地調査の結果並びに説明をお願いします。

2 番 議案第61号、受付番号161について説明いたします。

10月15日に田幡委員、委任を受けた行政書士、借人、私の4名で石井字重松の現地で、現況及び状況を聞き取りいたしました。

借人は貸人の子で、現在は3世帯で同居しておりますが、現在の住居が手狭になったため農家住宅として新居を構えることになり、将来は農業を承継する予定です。

申請地は道路を挟んで西側に位置し、転用面積は450㎡と適切であり、35年間の使用貸借契約を結びます

麻名用水土地改良区の放流同意書等の書類が添付されており、申請地は周囲にコ

ンクリート擁壁を設置して造成します。

生活排水は浄化槽を介して雨水とともに東側の水路に流し、周囲の農地に影響はないと考えられます。

なお、貸人は現在、水稻、ほうれん草、ブロッコリーを栽培しており、借人が農作業を手伝っているとのこと。

以上のことから許可相当と考えられますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いします。

局長 受付番号161、申請地は、農用区域から除外された第1種農地で、概ね50m以内に4戸の家屋の敷地が連たんし、集落接続をしております。

概要につきましては、久米委員が説明されたとおりです。

転用目的は、農家住宅です。

除外申請は、分家住宅でありましたが、徳島県東部県土整備局との協議により農家住宅として建築することになり、都市計画法適合証明願を申請し受理される見込みであるとのこととあります。

転用面積は450㎡で除外許可を受けた面積と変更がありません。

重松〇〇〇番〇は全体を擁壁で囲んで造成しますが、農地転用の対象としない部分は畑作を行うとのこと。また、周囲の農地に被害がないよう、配慮することです。

申請理由は、実家が手狭になるので借人である子夫婦が農家住宅を建築し、将来は貸人夫婦とともに居住し、農家を承継するためとのこととあります。

貸人と借人は使用貸借契約と結びます。

麻名用水土地改良区の農地転用意見書が添付されており、排水は浄化槽を經由して麻名用水土地改良区の水路に流入するため、放流同意書も添付されております。

東側町道から進入路をとり、水道の給水管を引き込む予定とのこと。

資金調達計画も適切であり、申請が許可された後には、確実に事業が実施できる見込みです。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)

議 長 それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号161について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号161は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号162について、高原字関の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

6 番 議案第61号、受付番号162について説明いたします。

10月14日に矢部会長、加藤職務代理、片岡主幹、藤井委員と私の5名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士と現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地は高原字関〇〇〇番〇、登記簿は田、現況は田、面積は1,107㎡となっております。

譲渡人は、高齢で体調不良のため農地を維持管理することが難しく困っていたところ、太陽光発電施設業者との間で話しがまとまり有償移転をすることになったそうです。

転用計画ですが、申請を不陸整正して転圧後、全面に防草シートを敷き、フェンスで囲み、東側にある住宅から少し距離をおいて太陽光発電システムを設置するそうです。

周囲は畦畔やコンクリート擁壁が設置されており、雨水は地下浸透で、申請地からの土砂及び雨水等の流出は、ほぼ無いと思われまます。

転用後、被害が生じた場合の対策においては、譲受人の責任において解決することです。

経済産業省の登録、四国電力との契約等の書類が添付されております。

申請地は平成18年に麻名用土地改良区から脱退しており、受益地でなくなっていることを確認しております。

転用目的、申請内容、添付書類も何ら問題がないと思われまます。

皆様、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号162、申請地は、農用地区域から除外された第2種農地であり
ます。

概要につきましては、山口委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備で、申請地の南側が町道に面しており、十分な発電
量が見込めます。

申請地は不陸整正の後に転圧の上、防草シートを敷き、周囲にフェンスを設置
します。

雨水は地下浸透となります。周囲の農地への影響はないと見込まれます。

麻名用水土地改良区からは、過去に資材置き場へ転用申請を行う際に脱退し、そ
の後は未加入とのことでした。

万一、周辺地に影響が出た場合は、譲受人が責任をもって対処するとのこと
です。

本申請は、非FIT(固定価格買取制度でない発電)であり、経済産業省の小売電気
事業を営もうとする者として登録された通知の写しと、四国電力の系統連系にかか
る契約の案内文書が添付されております。発電した電力は〇〇新電力に売却予定
です。

預金残高証明書により資金調達計画も適正であることが確認でき、申請が許可
された後には、確実に事業が実施できる見込みです。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないもの
と考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は
挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号162について、許可相当という意見を県知事に送付するという
ことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号162は許可相当という意見を
県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号163について、高原字中須の担当であります6番
山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6 番 議案第61号、受付番号163について説明いたします。

10月14日に矢部会長、加藤職務代理、片岡主幹、藤井委員と私の5名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士と現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地は高原字中須〇〇〇番〇、登記簿は畑、現況は田、面積は1,551㎡となっております。

譲渡人は、高齢で体調不良のため農地を維持管理することが難しく困っていたところ、太陽光発電施設業者との間で話しがまとまり有償移転をすることになったそうです。

転用計画ですが、申請を不陸整正して転圧後、全面に防草シートを敷き、フェンスで囲み太陽光発電システムを設置するそうです。

周囲はコンクリート擁壁が設置されており、雨水は地下浸透で、申請地からの土砂及び雨水等の流出は、ほぼないと思われま。

転用後、被害が生じた場合の対策においては、譲受人の責任において解決するということです。

経済産業省の登録、四国電力との契約等の書類が添付されております。

用水路はありますが、土地改良区及び水利組合等の受益地にはなっておらず、水源は地域貢献のために社会福祉法人青藍が設置したポンプで、地下水をくみ上げております。

転用目的、申請内容、添付書類も何ら問題がないと思われま。

皆様、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号163、申請地は、農用地区域から除外された第2種農地でありま。

概要につきましては、山口委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備で、申請地の南側が町道に面しており、十分な発電量が見込めま。

申請地は不陸整正の後に転圧の上、防草シートを敷きま。雨水は地下浸透となります。周囲に擁壁が設置されており、周辺農地に影響はないとのこと。

なお、擁壁の内側にフェンスを設置しま。

申請地を管理する土地改良区は存在せず、社会福祉法人青藍がポンプでくみ上げた水を水路から取水していたとのこと。

万一、周辺地に影響が出た場合は、譲受人が責任をもって対処するとのこと。

本申請は、非FIT(固定価格買取制度でない発電)であり、経済産業省の小売電気

事業を営もうとする者として登録された通知の写しと、四国電力の系統連系にかかる契約の案内文書が添付されております。発電した電力は〇〇新電力に売却予定です。

預金残高証明書により資金調達計画も適正であることが確認でき、申請が許可された後には、確実に事業が実施できる見込みです。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号163について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号163は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第62号 農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。

報告第63号 農地法第18条第6項の規定による通知については、1件受理しました。

報告第64号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出については、1件受理しました。

議 長 報告第64号について事務局に確認したいのですが、転用制限の例外の申請がありました農地は、農業振興地域の農用地区域から除外できていますか。

事務局 県道からの距離の要件により農用地区域から除外された農地です。

議 長 わかりました。

(転用制限の例外について議長が概略を説明)

それでは、ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和3年10月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。